

プラスチック製品製造業における動作の反動無理な動作災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	9～10	工場内作業所において、製品を積みあげていた時に、製品を置く際の衝撃で肘を痛めた。	54	10～29
2	9～10	当社工場にて、高さ1.0mの方々の上に置いてあった治具（連結板重量12kg）を床に置いてあるパレットへ載せ替える作業を行っていた。治具を1人で持ち上げパレットへ置こうとした際腰を痛めた。	53	100～299
3	16～17	当社インフレ成型工場内において、製品製造作業中、出来上がった製品を巻取機から取り出し、製品を包装後、パレットに移し替える際に製品の重さに耐えきれずに負傷した。尚、リフトは用意していたが使用せず、移動していた。	50	30～49
4	14～15	食品容器を製造する工場にて、製品を入れる為のダンボール組み立て作業中、段ボールを束ねていたビニール紐を外しゴミが出た為、作業していた場所の向かい側にあったゴミ箱（約2～3m）へ捨てに行き、戻る途中に通路で右足を捻った。	21	100～299
4	9～10	第3工場3号機付近で2日後の工程準備をしようと前工程の片付けをしていた。空ケースの載ったパレットをフォークリフトが使える位置に角度を変えようとしゃがんで横にずらしている時、腰に違和感があった。痛みもあったが動けたので準備を終えて帰宅したところ、足も痛みだした。	48	30～49
5	9～10	組立第二工場内にある3V4G自動機に成形単品を供給するため、単品が入っているバケットを持って踏み台に上った。単品供給を終え、空バケットを持ったまま踏み台を降りたところ、左足ふくらはぎに強い痛みを感じ、歩くことが出来なくなった。	45	300～499

7	21~22	第1成型に於いて、端尺の原反を隣の原反置場に移動するため、2人で鉄芯の両端を持ち、持ち上げた際、腰を痛めた。	47	100 ~ 299
7	15~16	倉庫棟内にて、製品検品を行う為、5段に積み上げられている製品コンテナ（L1200mm×W1200mm×H1200mm）を床上に平置きする作業を実施後、フォークリフトから降車しようとしたときに、左足首を床面（高さ400mm）でひねり、捻挫をした。	40	10 ~ 29
9	17~18	工場内にある手動切断機を使ってシート状の材料を切断する作業を任されていた。材料が硬いこともあり、力の加減が難しい上、不慣れなこともあり、腕に必要以上の力をかけてしまったと思われる。作業を続けているうちに腕に痛みを感じてきたが、同じ作業を続けてしまった。	50	10 ~ 29
9	10~11	工場において、プラスチック製品のバリ取り中に、右手でナイフを持ち力を入れた所、ナイフの刃が滑り、右中手指関節を捻挫した。	36	30 ~ 49
9	13~14	弊社工場内において、粉碎機清掃時に座って作業していた所、立ち上がった時に膝を捻って負傷したものである。	56	1~ 9
10	11~12	梯子のない場所から成形機の上に腕の力だけでよじ登ろうとしたところ、右肩に強い負荷が掛かり負傷した。	46	50 ~ 99
11	18~19	成形室のプレス機で、製品をセットする為に踏み台に登り、降りる際に左足に痛みが走った。当日、夜間外来で「肉離れの可能性がある」と診断、鎮痛剤を処方される。歩行中も痛みがある状態が続き、後日に再度整形外科を受診し、左足ふくらはぎ肉離れ全治2週間の診断を受け安静療養となる。	41	100 ~ 299
11	15~16	工場において、プラスチック製品のバリ取り中に左手でナイフを持ち作業していたところ、左手に力を入れたところ、ナイフの刃が滑り、左手関節を捻挫した。	36	30 ~ 49
		工場内にて、ペレタイザー（樹脂カッター）の回転刃を交換するため、回転刃をク		10

12	11~12	レーで上げて下ろす際に、回転刃が落ちてきたので慌てて避けたとき、左足を挫いて小指を負傷した。	34~ 29
----	-------	--	-----------

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)